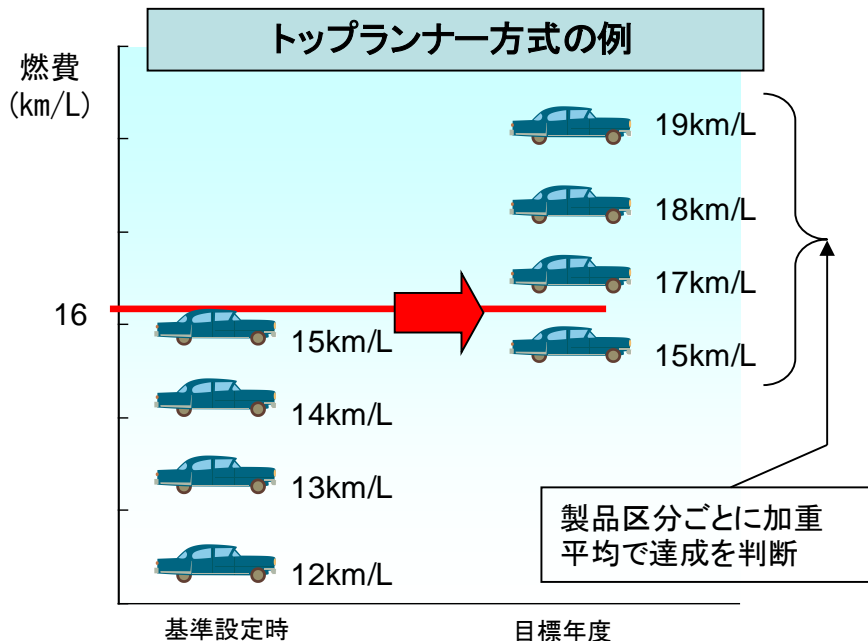


○1998年の改正省エネ法に基づき、自動車や家電等についてトップランナー方式による省エネ基準を導入している。2013年現在、28機器が対象となっている。

## <省エネ法に基づくトップランナー方式と対象となる機器>

- (1) 自動車の燃費基準や電気機器(家電・OA機器)等の特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準(以下、省エネルギー基準という。)を、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れているもの(トップランナー)の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めることとし、機械器具のエネルギー消費効率の更なる改善の推進を行う。
- (2) なお、トップランナー方式の対象となる特定機器は、エネルギーを消費する機械器具のうち以下の三要件を満たすものとされる(省エネ法第78条)。
- ① 我が国において大量に使用される機械器具であること
  - ② その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であること
  - ③ その機械器具に係るエネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要なものであること(効率改善余地等があるもの)



## 特定機器(28機器)

- |                       |            |               |
|-----------------------|------------|---------------|
| 1. 乗用自動車              | 10. 電気冷蔵庫  | 20. 電子レンジ     |
| 2. 貨物自動車              | 11. 電気冷凍庫  | 21. DVDレコーダー  |
| 3. エアコンディショナー         | 12. ストーブ   | 22. ルーティング機器  |
| 4. テレビジョン受信機          | 13. ガス調理機器 | 23. スイッチング機器  |
| 5. ビデオテープレコーダー        | 14. ガス温水機器 | 24. 複合機       |
| 6. 照明器具(蛍光灯器具、電球形蛍光灯) | 15. 石油温水機器 | 25. プリンター     |
| 7. 複写機                | 16. 電気便座   | 26. ヒートポンプ給湯器 |
| 8. 電子計算機              | 17. 自動販売機  | 27. 三相誘導電動機   |
| 9. 磁気ディスク装置           | 18. 変圧器    | 28. 電球形LEDランプ |
|                       | 19. ジャー炊飯器 |               |